

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (ドットフォンサービス)

目次	
第1章 総則	3
第1条 適用	3
第2条 用語の定義	3
第2章 ドットフォンサービスの種類等	4
第3条 ドットフォンサービスの種類	4
第4条 ダイヤルアウト	4
第3章 契約	4
第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約	4
第5条 第1種ドットフォンサービスの区別	4
第6条 第1種ドットフォンサービスの契約の単位	5
第7条 第1種ドットフォン契約申込みの方法	5
第8条 第1種ドットフォン契約申込みの承諾	5
第9条 I P 電話番号	5
第10条 その他の契約内容の変更	5
第11条 発信番号通知	6
第12条 050 あんしんナンバー転送等機能2の利用	6
第12条の2 国際電話利用休止機能の提供	6
第13条 第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡	6
第14条 当社が行う第1種ドットフォン契約等の解除	6
第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約	6
第15条 第2種ドットフォンサービスの区別	6
第16条 第2種ドットフォンサービスの契約の単位	7
第17条 第2種ドットフォン契約申込みの方法	7
第18条 第2種ドットフォン契約申込みの承諾	7
第19条 I P 電話番号	7
第20条 通信チャンネル数の変更	7
第21条 その他の契約内容の変更	8
第22条 発信番号通知	8
第23条 削除	
第23条の2 国際電話利用休止機能の提供	8
第24条 第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡	8
第25条 当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除	8
第3節 第3種ドットフォンサービスに係る契約	8
第26条 第3種ドットフォンサービスの区別	8
第27条 第3種ドットフォンサービスの契約の単位	9
第28条 第3種ドットフォン契約申込みの方法	9
第29条 第3種ドットフォン契約申込みの承諾	9
第30条 I P 電話番号	9
第30条の2 削除	
第31条 その他の契約内容の変更	10
第32条 発信番号通知	10
第33条 削除	
第34条 削除	
第34条の2 タイプ6に係る050 plus 転送ゲートウェイ機能の利用	10
第34条の3 削除	
第34条の4 削除	
第35条 第3種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡	10
第35条の2 削除	
第3章の2 付加機能	10
第35条の2の2 付加機能の廃止	10
第4章 利用停止	10

第 35 条の 3 利用停止	10
第 35 条の 4 利用限度額の設定	11
第 5 章 通信	11
第 36 条 通信利用の制限等	11
第 37 条 回線による制約	11
第 38 条 ボイスハードウェア等による制限	12
第 39 条 料金適用上必要な事項の測定等	12
第 6 章 料金等の支払義務	12
第 40 条 定額利用料等の支払義務	12
第 41 条 ダイヤルアウト通信料の支払義務	13
第 42 条 削除	
第 42 条の 2 請求書等の発行に関する料金の支払義務	14
第 7 章 保守	14
第 43 条 ボイスハードウェア等の使用に係る責任	14
第 8 章 責任の制限	14
第 44 条 責任の制限	14
第 9 章 雑則	15
第 44 条の 2 削除	
第 45 条 電話番号案内	15
第 46 条 電話帳	15
第 47 条 番号情報の提供	15
第 48 条 ドットフォン契約者に対する通知	15
別記	17
1 電話帳の普通掲載	17
2 電話帳の掲載省略	17
3 電話帳の重複掲載	17
4 削除	
料金表	18
通則	18
第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	20
第 1 利用料金	20
第 2 手続きに関する料金	57
第 2 表 工事に関する費用	
（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	58
第 3 表 附帯サービスに関する料金	61
第 1 重複掲載に関する料金	61
第 2 支払証明書の発行手数料	61
第 3 削除	

第1章 総則

(適用)

第1条 当社は、IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりドットフォンサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第1種ドットフォン契約	当社から第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
2 第1種ドットフォン契約者	当社と第1種ドットフォン契約を締結している者
3 第2種ドットフォン契約	当社から第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
4 第2種ドットフォン契約者	当社と第2種ドットフォン契約を締結している者
5 第3種ドットフォン契約	当社から第3種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
6 第3種ドットフォン契約者	当社と第3種ドットフォン契約を締結している者
7 ドットフォン契約者	第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者又は第3種ドットフォン契約者
8 第1種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの (注) 当社が別に定める回線は、第1種ドットフォンサービス(タイプ1に限ります。)を利用するための電気通信回線であって、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービスの加入者回線等(DSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。)又は当社のWebサイト(https://www.ntt.com/personal/services/phone/ip/voip-f/notice.html)に掲げる事業者が提供するものとしします。
9 第2種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第2種ドットフォン契約に係るもの (注) 当社が別に定める回線は、第2種ドットフォンサービス(タイプ1に限ります。)を利用するための電気通信回線であって、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービスの加入者回線等(DSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。)としします。
10 第3種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第3種ドットフォン契約に係るもの (注) 当社が別に定める回線は、第3種ドットフォンサービスを利用するため電気通信回線であって、共通編第4条(用語の定義)に定めるIP通信網を使用して通信を行う回線としします。

11 ボイスハードウェア	V o I Pサービスを利用するために必要な自営端末設備
12 ファームウェア	ボイスハードウェアを制御するソフトウェア

第2章 ドットフォンサービスの種類等
(ドットフォンサービスの種類)

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種ドットフォンサービス	第1種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第2種ドットフォンサービス	第2種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第3種ドットフォンサービス	第3種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

(ダイヤルアウト)

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

(1) 発信元

A ボイスモードで使用する回線

- a 第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線
- b 第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線
- c 第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線

(2) 発信先

A 加入電話等設備

B I P電話設備

C 料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域

(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。

区 分	内 容
第1種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/signup/phone/ip/voip.html) に掲げる通信
第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るもの）	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) に掲げる通信
第3種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp) に掲げる通信

2 前項の規定にかかわらず、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者（国際電話利用機能の提供を受けている場合を除きます。）に限ります。）は、料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域へのダイヤルアウトを行うことができません。

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約

(第1種ドットフォンサービスの区別)

第5条 第1種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
-----	-----

タイプ1	タイプ3以外のもの
タイプ3	050 あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの
備考 タイプ1については、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。	

（第1種ドットフォンサービスの契約の単位）

第6条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第1種ドットフォン利用回線につき1の第1種ドットフォン契約を締結します。この場合、第1種ドットフォン契約者は、1の第1種ドットフォン契約につき1人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、第1種ドットフォン契約者から、新たな第1種ドットフォン契約の申込みがあった場合は、当社は、その第1種ドットフォン契約に係る第1種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第1種ドットフォン契約を締結します（タイプ3に係るものに限ります）。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める数は、4とします。

（第1種ドットフォン契約申込みの方法）

第7条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第1種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第1種ドットフォンサービスの区別

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第1種ドットフォン契約申込みの承諾）

第8条 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、第1種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア（以下「ボイスハードウェア等」といいます。）を使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第1種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第1種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第1種ドットフォンサービスを利用する場所と第1種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

(3) 第1種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、他の第1種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限ります。）又は第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限ります。）を利用しているとき。

（IP電話番号）

第9条 当社は、第1種ドットフォン契約ごとにIP電話番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種ドットフォン契約者に通知します。

（その他の契約内容の変更）

第10条 当社は、第1種ドットフォン契約者から請求があったときは、第7条（第1種ドットフォン契約申込みの方法）第2号に規定する契約内容の変更を行いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（第1種ドットフォン契約申込みの承諾）及び共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（発信番号通知）

第11条 第1種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第1種ドットフォン契約者のIP電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第1種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき（通信の発信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます）。

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

（050 あんしんナンバー転送等機能2の利用）

第12条 第1種ドットフォンサービス（タイプ3に係るものに限り。）を利用する第1種ドットフォン契約者は、料金表第1表（料金）1-2-3に規定する050 あんしんナンバー転送等機能2を利用することができます。

（国際電話利用休止機能の提供）

第12条の2 共通編第18条（付加機能の提供）に規定するほか、当社は、第7条（第1種ドットフォン契約申込みの方法）に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り）の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能（国際電話利用休止機能に限り。以下この条において同じとします。）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。

（第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第13条 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項及び第2項の規定によりタイプ1及びタイプ3に係る第1種ドットフォン利用権（第1種ドットフォン契約者が第1種ドットフォン契約に基づいて第1種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項に規定するほか、第1種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権（第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める第1種ドットフォン利用回線に係る第1種ドットフォン利用権は譲渡することができません。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める第1種ドットフォン利用回線は、タイプ1（当社と第2種契約を締結していないものに限り。）に係るものとします。

（当社が行う第1種ドットフォン契約等の解除）

第14条 当社は、共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）に規定するほか、第1種ドットフォン契約者からその第1種ドットフォン契約に係る第1種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除又は第2種契約の契約内容の変更に伴い第1種ドットフォン利用回線からそれ以外の電気通信設備への変更があった旨の届出があったとき並びにその事実を知ったときは、その第1種ドットフォン契約を解除します。

2 前項に規定するほか、当社は、第2種契約者（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）第8条（第2種契約申込みの方法）また書に基づき第2種契約の申込みと同時に第1種ドットフォン契約の申込みをした者に限り。以下本条において同じとします。）からその第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り。）について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第2種契約を解除します。

ただし、第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）の解除と同時に、第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）の申込みがあったときはこの限りではありません。

第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約

（第2種ドットフォンサービスの区別）

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ 1	第 2 種ドットフォンサービスのうち国際電話利用休止機能を利用することができるもの
備考 タイプ 1 については、第 2 種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める IPv4 タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第 37 条（回線による制約）に規定する制約があります。	

（第 2 種ドットフォンサービスの契約の単位）

第 16 条 当社は、共通編第 8 条（I P 通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1 の第 2 種ドットフォン利用回線につき 1 の第 2 種ドットフォン契約を締結します。この場合、第 2 種ドットフォン契約者は、1 の第 2 種ドットフォン契約につき 1 人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 種ドットフォン契約者（タイプ 1 に係る者に限ります。）から、新たな第 2 種ドットフォン契約（タイプ 1 に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）の申込みがあった場合は、当社は、その第 2 種ドットフォン契約に係る第 2 種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第 2 種ドットフォン契約を締結します。

（注）本条第 2 項に規定する当社が別に定める数は、当社所定の書面に記載するものとします。

（第 2 種ドットフォン契約申込みの方法）

第 17 条 共通編第 9 条（I P 通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第 2 種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 2 種ドットフォンサービスの区別
- (2) 通信チャンネルの数
- (3) 削除
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 削除

（第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾）

第 18 条 当社は、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 1 項の申込みがあった場合、第 2 種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等を使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第 10 条第 2 項に規定するほか、次の場合には、その第 2 種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 2 種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第 2 種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
- (2) 第 2 種ドットフォンサービスを利用する場所と第 2 種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第 2 種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、第 1 種ドットフォンサービス又は他の第 2 種ドットフォンサービスを利用しているとき。

（I P 電話番号）

第 19 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約ごとに I P 電話番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P 電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P 電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第 2 種ドットフォン契約者に通知します。

（通信チャンネル数の変更）

第 20 条 第 2 種ドットフォン契約者は、通信チャンネル数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 18 条（第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾）及び共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱いします。

（その他の契約内容の変更）

第 21 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約者から請求があったときは、第 17 条（第 2 種ドットフォン契約申込みの方法）第 4 号に規定する契約内容の変更を行いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 18 条（第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾）及び共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱いします。

（発信番号通知）

第 22 条 第 2 種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第 2 種ドットフォン契約者の I P 電話番号を着信側の利用者へ通知します。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第 2 種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき（通信の発信に先立ち「1 8 6」をダイヤルした場合を除きます）。

(2) 通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルしたとき。

第 23 条 削除

（国際電話利用休止機能の提供）

第 23 条の 2 共通編第 18 条（付加機能の提供）に規定するほか、当社は、第 17 条（第 2 種ドットフォン契約申込みの方法）に規定する第 2 種ドットフォン契約（タイプ 1 に係るものに限ります。）の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能（国際電話利用休止機能に限ります。以下この条において同じとします。）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱いします。

（第 2 種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第 24 条 当社は、共通編第 13 条（I P 通信網契約に基づく権利の譲渡）第 1 項及び第 2 項の規定により第 2 種ドットフォン利用権（第 2 種ドットフォン契約者が第 2 種ドットフォン契約に基づいて第 2 種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第 13 条第 3 項のほか、第 2 種ドットフォン利用回線に係る第 2 種利用権の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

（当社が行う第 2 種ドットフォン契約等の解除）

第 25 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約者からその第 2 種ドットフォン契約に係る第 2 種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除又は第 2 種契約の契約内容の変更に伴い第 2 種ドットフォン利用回線からそれ以外の電気通信設備への変更があった旨の届出があったとき並びにその事実を知ったときは、その第 2 種ドットフォン契約を解除します。

2 当社は、第 2 種ドットフォンサービスの提供にあたり、第 2 種ドットフォン利用回線の速度を計測し、第 2 種ドットフォンサービスの提供が困難であると当社が判断した場合、その第 2 種ドットフォン契約を解除することがあります。

3 前 2 項に規定するほか、当社は、第 2 種契約者（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）第 8 条（第 2 種契約申込みの方法）ただし書に基づき第 2 種契約の申込みと同時に第 2 種ドットフォン契約の申込みをした者に限ります。以下、本条において同じとします。）からその第 2 種ドットフォン契約について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第 2 種契約を解除します。ただし、第 2 種ドットフォン契約の解除と同時に、第 1 種ドットフォン契約（タイプ 1 に係るものに限ります。）の申込みがあったときはこの限りではありません。

第 3 節 第 3 種ドットフォンサービスに係る契約

（第 3 種ドットフォンサービスの区別）

第 26 条 第 3 種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ 6	第 3 種ドットフォンサービスのうち 050 plus 転送ゲートウェイ機能を利用することができるもの

備考

- 1 第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係るものに限り、以下、本欄において同じとします。）は、他の第3種ドットフォン契約者との間でメッセージサービス（IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備等によりテキストメッセージの蓄積及び転送並びに映像の送受信を行うことができるサービスをいいます。以下、本欄において同じとします。）の利用を行うことができます。
- 2 当社は、このメッセージサービスが契約者の期待どおりの品質を有すること、その動作が中断されないこと及びその作動に誤りがないことを保証するものではありません。
- 3 このメッセージサービスに係る設定方法、送受信できる文字数、映像の送受信できる容量及びメッセージ蓄積期間その他の条件については、当社が指定するものとし、第3種ドットフォン契約の申込みをする者及び第3種ドットフォン契約者に開示します。
- 4 当社は、第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、以下、本欄において同じとします。）の解除があった場合、あらかじめ第3種ドットフォン契約者に対し通知することなく、蓄積していたメッセージに係る情報を消去します。この場合において、当社は、メッセージに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

（第3種ドットフォンサービスの契約の単位）

第27条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第3種ドットフォン利用回線につき1の第3種ドットフォン契約を締結します。この場合、第3種ドットフォン契約者は、1の第3種ドットフォン契約につき1人に限ります。

（第3種ドットフォン契約申込みの方法）

第28条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第3種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社指定の方法により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第3種ドットフォンサービスの区別
- (2) 削除
- (3) その他申込内容を特定するために必要な事項

（第3種ドットフォン契約申込みの承諾）

第29条 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、第3種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等及び当社が別に定めるソフトウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

（注）当社が別に定めるソフトウェアは、「050 plus アプリケーション使用許諾にする利用規約」に定めるアプリケーションとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第3種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第3種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第3種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
 - (2) 第3種ドットフォンサービスを利用する場所と第3種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

（IP電話番号）

第30条 当社は、第3種ドットフォン契約ごとにIP電話番号を定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第3種ドットフォン契約者に通知します。

第30条の2 削除

(その他の契約内容の変更)

第31条 当社は、第3種ドットフォン契約者から請求があったときは、第28条(第3種ドットフォン契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第29条(第3種ドットフォン契約申込みの承諾)及び共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(発信番号通知)

第32条 第3種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第3種ドットフォン契約者のIP電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第3種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェア等又はソフトウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき(通信の発信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます)。

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

第33条 削除

第34条 削除

(タイプ6に係る050 plus 転送ゲートウェイ機能の利用)

第34条の2 第3種ドットフォンサービス(タイプ6に係るものに限り)を利用する第3種ドットフォン契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、第3種ドットフォン利用回線から、050 plus 転送ゲートウェイ装置を経由して、第4条に規定するダイヤルアウト及び第3種ドットフォン利用回線に係る番号に着信する通信を、050 plus 転送ゲートウェイ装置で一旦終端し、音源装置に接続する機能を利用することができます。

第34条の3 削除

第34条の4 削除

(第3種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡)

第35条 削除

2 当社は、共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)の規定にかかわらず、タイプ6に係る第3種ドットフォン利用権は譲渡することができません。

第35条の2 削除

第3章の2 付加機能

(付加機能の廃止)

第35条の2の2 当社は、付加機能(特定番号通知機能に限り)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第4章 利用停止

(利用停止)

第35条の3 当社は、共通編第24条(利用停止)に規定するほか、第3種ドットフォンサービス(タイプ6に係るものに限り)以下本条において同じ)を利用する第3種ドットフォン契約者に対し、料金表第1表3-2-4(ダイヤルアウト通信料)の月額累計額が、当社が別に定める一定額を超えた場合、一定額を超えたことを当社が把握した時点で、契約情報の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、第28条(第3種ドットフォン契約申込みの方法)に基づく契約申込書へ記載した内容を当社が確認できないときは、第3種ドットフォンサービスの利用を停止することがあります。

2 第1項に規定するほか、当社は、ドットフォン契約者が次に掲げる事項(当社が別に定める規定に係るものに限り)について、事実を告げず、又は不実のことを告げる等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付(当社が別に定める場合に限り)することができない場合、そのドットフォン契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのドットフォンサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) ドットフォン契約者の氏名又は名称

(2) ドットフォン契約者の住所又は居所

(3) その他ドットフォンサービスの提供に必要な事項

(注1) 本条第1項の当社が別に定める一定額は、3万円とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める規定は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの方法）、第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）、別記4（IP通信網契約者の地位の承継）及び別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）とします。

(注3) 本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注4) 本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

（利用限度額の設定）

第35条の4 当社は、第3種ドットフォン契約者（第3種ドットフォンサービス（タイプ6に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）を利用する者に限ります。以下、本条において同じとします。）が当社に支払うべきダイヤルアウト通信料の1の料金月における月額累計額（既に当社に支払われた額を除いた額とします。）について、限度額（以下「利用限度額」といいます。）を設定します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

3 第3種ドットフォン契約者は、第1項に規定するダイヤルアウト通信料の1の料金月における月額累計額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に料金の支払いによってその累計額が利用限度額を下回るときは、その料金が支払われるまでの間）、ダイヤルアウト通信を行うことができません。

4 第3種ドットフォン契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。

(注1) 本条第1項の当社が別に定める場合は、その第3種ドットフォン契約者が次のいずれかの条件に該当する場合とします。

(1) その第3種ドットフォン契約者が、本条第3項に定める利用限度額を超える額のダイヤルアウト通信料の支払いを過去に行ったことがある場合

(2) その第3種ドットフォン契約者に第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月を経過した場合（その第3種ドットフォン契約者がこの約款に規定する料金その他の債務の支払いを怠ったことがある場合を除きます。）

(注2) 本条第2項の当社が別に定める額は、3万円とします。

第5章 通信

（通信利用の制限等）

第36条 当社は、共通編第26条（通信利用の制限等）のほか、利用者がドットフォンサービスを長時間継続的に利用した場合において、当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときはその利用を中断することがあります。

（回線による制約）

第37条 ドットフォン契約者は、共通編第27条（回線による制約）に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第1種ドットフォン利用回線、第2種ドットフォン利用回線又は第3種ドットフォン利用回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）及び第2種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）は、第1種ドットフォン利用回線及び第2種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網

サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります）に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第1種ドットフォンサービス（050 あんしんナンバー転送等機能を利用する場合を除きます。）及び第2種ドットフォンサービスを利用することはできません。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の（1）に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

（ボイスハードウェア等による制限）

第38条 ドットフォン契約者は、その使用するボイスハードウェア等若しくはソフトウェア（ボイスハードウェア及びファームウェアと合わせて、ボイスハードウェア等といいます。以下、同じとします。）の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、ドットフォンサービスの一部を利用することができないことがあります。

2 当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときはドットフォン契約者にそのことを通知します。

3 当社は、前項の規定により、ドットフォンサービスの一部を利用することができないことを通知した場合は、その通知した範囲に限り、第40条及び第44条並びに共通編第29条（利用料金等の支払義務）及び第40条（責任の制限）の規定にかかわらず、その料金の支払い義務の免除又は損害の賠償を行いません。

（料金適用上必要な事項の測定等）

第39条 次に掲げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

（1）ダイヤルアウトに係る接続時間

（2）加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線及び第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限ります。）への接続時間

2 削除

（注）本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）（2）（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

第6章 料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）

第40条 共通編第29条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約（第2種契約者に係る者に限ります。以下、本条において同じとします。）、タイプ3に係る第1種ドットフォン契約又はタイプ6に係る第3種ドットフォン契約に係るときを除いて、1か月間とします。ただし、タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回（2回以上）行われた際は1か月間とさせていただきます場合があります。）について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定するドットフォン契約に係る利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりドットフォンサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、ドットフォン契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、ドットフォン契約者は、次の場合を除き、ドットフォンサービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 ドットフォン契約者の責めによらない理由により、そのドットフォンサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間（共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p> <p>(注) 当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのドットフォンサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、ドットフォンサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（ドットフォン契約者の都合によりドットフォンサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>4 ドットフォンサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(ダイヤルアウト通信料の支払義務)

第41条 ドットフォン契約者は、そのダイヤルアウト（ドットフォン契約者が共通編別記6（IP通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのドットフォン契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。

ただし、そのダイヤルアウトについて当社の電話等サービス契約約款及び料金表に別段の定めがある場合又は料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、ドットフォン契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第42条 削除

（請求書等の発行に関する料金の支払義務）

第42条の2 第1種ドットフォン契約者（タイプ1（料金表第1表（料金）に規定する第2種契約の取扱いに係る定額料減額の適用に係る場合を除きます。）に係る者に限ります。）及び第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者に限ります。）は、ドットフォンサービスの料金その他の債務の支払いにおいて請求書又は口座振替（口座振替通知書の発行を要するものに限ります。）によって支払うときは、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第7章 保守

（ボイスハードウェア等の使用に係る責任）

第43条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社の推奨するボイスハードウェア等を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことをドットフォン契約者に通知します。
- 3 ドットフォン契約者は、前2項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。

第8章 責任の制限

（責任の制限）

第44条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときを含みます。）は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合（ボイスモードの利用において、その提供をしなかつたことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがDSL回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ドットフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（料金表第1表に規定する請求書等の発行に関する料金及び次号に規定する利用料金を除きます。）

- (2) 料金表第1表に規定する利用料、ダイヤルアウト通信料（ドットフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、共通編別記2の(1)に掲げる者としします。
- (注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとしします。
- (注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均利用料金としします。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりドットフォンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- (注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第9章 雑則

第44条の2 削除

(電話番号案内)

第45条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号を特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。以下9章において同じとしします。）の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社としします。

(電話帳)

第46条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、別記1から3に規定するところにより第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号を電話帳（特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとしします。）に掲載します。

(注) 第45条（電話番号案内）に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

(番号情報の提供)

第47条 当社は、当社の番号情報（電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報（第45条（電話番号案内）及び第46条（電話帳）に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなった第2種ドットフォン契約者に係る番号情報を除きます。）をいいます。以下本条において同じとしします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとしします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供しません。

(注2) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注3) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(ドットフォン契約者に対する通知)

第48条 ドットフォン契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとしします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届けたドットフォン契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届けたドットフォン契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がドットフォン契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。

別記

1 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号を電話帳（特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。以下、別記3まで同じとします。）が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の職業（特定協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、当社が別に定める数とします。

(4) 当社は、その普通掲載が特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

(注1) (1)に規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(注2) (3)に規定する当社が別に定める数は、1のIP電話番号につき1とします。

2 電話帳の掲載省略

当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは電話帳への掲載を省略します。

3 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、第2種ドットフォン契約者から、普通掲載のほか、別記1（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

(4) 第2種ドットフォン契約者は、第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号の電話帳の重複掲載に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

4 削除

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 ダイヤルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、ドットフォン契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割しません。

ただし、請求書等発行手数料については、次の場合においても日割しません。

- (1) 料金月の初日以外の日にドットフォンサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

- (2) 第40条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき。

- (3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第40条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 5 利用料金のうち利用料及びダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめドットフォン契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 ドットフォン契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するI P通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、ドットフォン契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、ドットフォン契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第40条(定額利用料等の支払義務)から第42条の2(請求書等の発行に関する料金の支払義務)まで並びに共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注)当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア 料金表第1表(料金)第1(利用料金)の1(第1種ドットフォン契約に係るもの)の1-2(料金額)の1-2-4(ダイヤルアウト通信料)のイ(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの)、2(第2種ドットフォン契約に係るもの)の2-2(料金額)の2-2-4(ダイヤルアウト通信料)のイ(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの)及び3(第3種ドットフォン契約に係るもの)の3-2(料金額)の3-2-4(ダイヤルアウト通信料)のイ(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの)に規定する料金

イ 削除

(2) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)の額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格)の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) 第1種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第1種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	1-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第1種ドットフォン契約者が、その第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとし、</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、1-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>ア 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定できなかった場合の取り扱いについては、(7)（着</p>

信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用)に定めるとおりとします。
 (注1) 本欄アに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合
 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合
 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 (注2) 本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者) (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの)に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

(5) 第2種契約の取扱いに係る定額料減額の適用
 当社は、第1種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)が当社と第2種契約を締結している場合には、1-2-1(定額料)に規定する定額料から1契約ごとに、当該定額料相当額を減額して適用します。

(6) 一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用
 ア 当社は、第2種契約を締結している第1種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)からこの月極割引の申出があった場合には、次表の1に規定する定額料を支払うことを条件に、第1種ドットフォン定額割引対象料金(次表の2に規定する料金を合算したものをいいます。以下この欄において同じとします。)の月額累計額について、次表の3に規定する額の割引を行います。この場合において、当社は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第1種ドットフォン定額割引対象料金の月額累計額を合算したものの国際通話及び国内通話の比率(次表の4の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。)で割引額を按分しそれぞれ適用します。

表1

定額料	月額300円(330円)
-----	--------------

表2

料金
① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(この第1種ドットフォン契約者がタイプ3に係る第1種ドットフォン契約を締結している場合(第2種契約者に係る契約者識別符号が同一の場合に限ります。)、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払を要するダイヤルアウト通信料を含みます。)
② 第1種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金(その第1種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。)

表3

第1種ドットフォンの割	割引額
-------------	-----

引対象料金の月額累計額	
0円から350円(385円)の場合	その第1種ドットフォンの割引対象料金の月額累計額と同額
350円(385円)を超える場合	350円(385円)

表4

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話(料金表第1表第1(利用料金)1-2-4(ダイヤルアウト通信料)のイ(通信のうち本邦と外国(インマルサットシステム又はゴダフォン(マルタ)に係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)を含みます。)との間で行われるもの)に係るダイヤルアウト通信をいいます。	国内通話(左欄以外のものをいいます。)

イ この月極割引に係る料金の月額累計は、料金月単位で行います。

ウ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第1種ドットフォン契約の解除があった場合は、この月極割引を廃止します。

オ この月極割引の廃止があった場合は、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 当社は、通則3の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク アの場合において、その第1種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求(次表の5に規定する請求をいいます。以下同じとします。)に係るとき(その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3(債権の譲渡)に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。)は、次表の6に規定する料金を合計したものを第1種ドットフォン定額割引対象料金とみなして取り扱います。

表5

請求
当社が第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約に係る料金その他の債務について一括して行う請求(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))料金表第1表1-1(10)に規定する統合請求による場合、共通編第34条の3の規定により当社が請求事業者に債権を譲渡したことによる場合及びドットフォン契約者の指定した請求の方法により請求することによる場合を除きます。)

表6

	<p style="text-align: center;">請求</p> <p>① 第1種ドットフォン定額割引対象料金 ② 合算ドットフォン請求（第1種ドットフォン契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）に係る第2種ドットフォン着割適用対象料金（料金表第1表第1の2（第2種ドットフォン契約に係るもの）に規定するものをいいます。以下同じとします。）及び代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料（第2種ドットフォン契約者から申出があった場合に限ります。） ③ 合算ドットフォン請求に係る第3種ドットフォン契約（タイプ6に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る第3種ドットフォン着割適用対象料金（料金表第1表第1の3（第3種ドットフォン契約に係るもの）に規定するものをいいます。以下同じとします。）</p>			
<p>(7) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1又はタイプ3に限ります。）に係る着信秒数に応じた減額について次のとおり適用します。</p> <p>(1) 当社は、第1種ドットフォン着割額算定対象通信(i) （加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線（タイプ1又はタイプ3に係るものに限ります。）への通信をいいます。）があった場合に、第1種ドットフォン着割適用対象料金(i) （次表の1に規定する料金（5）（一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）に規定する割引の適用がある場合は、適用した後のものとします。）を合算したものをいいます。以下同じとします。）の月額累計額について、その料金月の第1種ドットフォン着割額(i)（第1種ドットフォン着割額算定対象通信(i)の秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額とします。以下同じとします。）を減額して適用します。この場合において、当社は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)の月額累計額の国際通話及び国内通話の比率（次表の2の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。）で第1種ドットフォン着割額(i)を按分しそれぞれ適用します。</p> <p>ただし、第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)の月額累計額が第1種ドットフォン着割額(i)を超えない場合は、第1種ドットフォン着割適用対象料金(i)の月額累計額を第1種ドットフォン着割額(i)として取り扱います。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="536 1787 1278 1966"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料</td> </tr> <tr> <td>② 第1種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及</td> </tr> </tbody> </table>	料金	① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料	② 第1種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及
料金				
① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料				
② 第1種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及				

び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第1種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）

表 2

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第1表第1（利用料金）1-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるものに係るダイヤルアウト通信をいいます。）	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

(2) (1)の場合において、その第1種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）は、その合算ドットフォン請求における合計着割適用対象料金額（次表の3に規定する料金を合計した額をいいます。以下同じとします。）について、その料金月の合計着割額（次表の4に定める額を合計した額をいいます。以下この欄において同じとします。）を減額して適用します。

ただし、合算ドットフォン請求における合計着割適用対象料金額が合計着割額を超えない場合は、合計着割適用対象料金額を合算ドットフォン請求における合計着割額として取り扱います。

表 3

料金
① 第1種ドットフォンの着割適用対象料金(i)
② 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものであって、合算ドットフォン請求に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る第2種ドットフォン着割適用対象料金及びその第2種ドットフォン契約に係る代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料（第2種ドットフォン契約者から申出があった場合に限ります。）
③ 第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものであって、合算ドットフォン請求に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る第3種ドットフォン着割適用対象料金

表 4

着割額
① 第1種ドットフォン着割額(i)
② 第2種ドットフォン着割額
③ 第3種ドットフォン着割額(i)

	<p>イ 削除</p> <p>ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかつた場合の第1種ドットフォン着割額（第1種ドットフォン着割額(i)及び第1種ドットフォン着割額(ii)とします。以下同じとします。）の取り扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第1種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の着信秒数に応じた第1種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(注1) 本欄ア及びウに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。</p> <p>(注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の着割額が最高となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の着割額又は故障等の回復後の7日間における1日平均の着割額のうち高い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
(8) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能利用料の適用	着信拒否機能及び050あんしんナンバー転送機能を同時に利用している場合には、1の第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り。）ごとに、1-2-3（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料の合計額から50円（55円）を減額して適用します。
(9) 削除	削除
(10) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア 当社は、請求書又は口座振替通知書の発行の場合には、1の請求書の発行又は1の口座振替通知書の発行ごとに請求書等の発行に関する料金を適用します。</p> <p>イ アに規定するほか、請求書等の発行に関する料金の適用については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り。）の定め）に準じて取り扱います。</p>

(11) 利用料金の適用除外	<p>当社は、第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の解除があった場合（当社が別に定める場合に限り、その第1種ドットフォン契約の利用料金（定額料、ユニバーサルサービス料及び付加機能利用料に限ります。）を適用しません。</p> <p>（注）当社が別に定める場合は、その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。</p>
----------------	--

1-2 料金額

1-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1	380円（418円）
タイプ3	450円（495円）

1-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

料 金 額	<p>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）</p>
備考	<p>番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（https://www.tca.or.jp/universalservice/）で公表します。</p>

1-2-3 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額
着信拒否機能 発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能 （注）当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。	1の第1種ドットフォンサービス毎に月額 300円 （330円）

指定番号着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能 （注）当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）及び公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信（通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした通信を除きます。）を除く着信履歴とします。		
備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p>		
国際電話利用休止機能	その第1種ドットフォンサービスについて国際通信（ダイヤルアウトの内、第4条（ダイヤルアウト）第1項第2号のCに規定する地域へのものをいいます。以下同じとします。）を規制する機能		—
備考	当社は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		
特定番号通知機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係るIP電話番号（当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なものに限ります。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1契約ごとに月額	100円 (110円)
備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みにあたっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。</p>		

		3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者とは同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。	
050 あんしんナンバー転送等機能	転送機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の第1種ドットフォンサービス 毎に月額 200円 (220円)
	クリックダイヤル機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置（本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能	
	ネットワーク電話帳機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者が、当社が設置するクリックダイヤル装置に電話番号等の情報を登録し管理することができる機能	
	発着信履歴蓄積機能	この機能に係るIP電話番号を使用する通信（通信が確立しなかった場合を含みます）の履歴を当社が設置するクリックダイヤル装置に蓄積し確認することができる機能	
備考		1 当社が定める050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の契約を締結している第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り、本付加機能を提供します。 2 本付加機能の申込みと同時に当社が定める050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の申込みを行うものとします。 3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。 4 転送機能に係る通信については、第4条の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。	

		<p>5 当社は、転送機能及びクリックダイヤル機能に係る指定した電話番号先からその転送等される通信について、間違いのためその転送等が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送等を中止することがあります。</p> <p>6 発着信履歴が蓄積可能数を越えたときは、最初に蓄積されたものから順に消去して、新たな履歴を蓄積します。</p> <p>7 発着信履歴は4か月経過後又は発着信履歴が100件を超えたときに消去します。</p> <p>8 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、蓄積中の発着信履歴、ネットワーク電話帳に登録中の電話番号、その他の情報等を消去することがあります。</p> <p>9 本付加機能に係る設定及び利用方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、クリックダイヤル機能で通信できる電話番号等、ネットワーク電話帳に登録可能な電話番号等及びその数、蓄積可能な発着信履歴の数、その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>10 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p>	
050あんしんナンバー転送等機能2	転送機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	—
	発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能 (注)当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。	

指定番号着信拒否機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能 （注）当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）及び公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信（通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした通信を除きます。）を除く着信履歴とします。</p>		
クリックダイヤル機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置（本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能</p>		
ネットワーク電話帳機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者が、当社が設置するクリックダイヤル装置に電話番号等の情報を登録し管理することができる機能</p>		
発信履歴蓄積機能	<p>この機能に係るIP電話番号を使用する通信（通信が確立しなかった場合を含みます）の履歴を当社が設置するクリックダイヤル装置に蓄積し確認することができる機能</p>		
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が定める050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の契約を締結している第1種ドットフォンサービス（タイプ3）に限り、本付加機能を提供します。 2 本付加機能の申込みと同時に当社が定める050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の申込みを行うものとします。 3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。 		

- 4 転送機能に係る通信については、第4条の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)1-2-4のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。
- 5 当社は、転送機能及びクリックダイヤル機能に係る指定した電話番号先からその転送等される通信について、間違いのためその転送等が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送等を中止することがあります。
- 6 当社は、発信番号非通知着信拒否機能及び指定番号着信拒否機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。
- 7 発着信履歴が蓄積可能数を越えたときは、最初に蓄積されたものから順に消去して、新たな履歴を蓄積します。
- 8 発着信履歴は4か月経過後又は発着信履歴が100件を超えたときに消去します。
- 9 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、蓄積中の発着信履歴、ネットワーク電話帳に登録中の電話番号、その他の情報等を消去することがあります。
- 10 本付加機能に係る設定及び利用方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、クリックダイヤル機能で通信できる電話番号等、ネットワーク電話帳に登録可能な電話番号等及びその数、蓄積可能な発着信履歴の数、その他の条件等については、当社が指定するところによります。
- 11 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。

1-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの(ア)及び(イ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

(イ) 共通編別記17の(4)のイの(ウ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(17.6円)

(ウ) 共通編別記17の(4)のイの(エ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(11円)
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(11円)

(エ) I P 電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

(オ) I P 電話設備のうち、共通編別記 3 に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

(単位：円)

地域	料金額	1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202
アンギラ		80
アンゴラ共和国		45
アンティグア・バーブーダ		80
アンドラ公国		41
イエメン共和国		140
イスラエル国		30
イタリア共和国		20
イラク共和国		225
イラン・イスラム共和国		80
インド		80

インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140

グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	70
ジンバブエ共和国	70

スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159

ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35

フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35

マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア共和国	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットA e r o	700
インマルサットB G A N / F B / S B	209

インマルサットF	209
インマルサットBGAN/FB/SB (HSD)	700
インマルサットF (HSD)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175
ボーダフォン (マルタ)	700
備考 1 第1種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 2 本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン (マルタ) に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。 3 通則13 (消費税相当額の加算) の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。	

1-2-5 請求書等の発行に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
請求書等発行手数料	1の請求書につき	150円 (165円)
	1の口座振替通知書につき	100円 (110円)

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) 第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号 (付加機能 (番号情報送出機能とします。) を利用する追加番号を含みます。) 1番号ごとに適用します。

<p>(3) 接続通信時間の測定等</p>	<p>ア 当社は、第2種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第2種ドットフォン契約者が、その第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>（注）本欄アに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（V o IP 協定事業者）（2）（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとしします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定できなかった場合の取り扱いについては、(6)（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）に定めるとおりとしします。</p> <p>（注1）本欄アに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとしします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均</p>

	<p>のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注2) 本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者) (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの) に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p>			
<p>(5) 選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限り。以下、この欄において同じとします。)からこの月極割引の申出があった場合には、次表に規定する定額料を追加で支払うことを条件に、第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(イに記載する通信料に限り。以下、この欄において同じとします。)について、2-2-4の規定により算出した額にかかわらず、その月額累計額について無料とします。</p> <table border="1" data-bbox="571 730 1241 797"> <tr> <td>定額料</td> <td>1の通信チャネル毎に月額</td> <td>300円 (330円)</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引の対象となるダイヤルアウト通信料は、次に掲げるものに限り。以下、この欄において同じとします。</p> <p>(1) 2-2-4のアの(ア)に定めるもののうち共通編別記17の(4)のイの(ア)に規定する当社に係るものに対して行われるダイヤルアウト通信料</p> <p>(2) 2-2-4のアの(エ)に定めるダイヤルアウト通信料</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の申出があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。</p> <p>(1) アの規定によりこの月極割引適用の申込みをした第2種ドットフォン契約者が、その料金について支払うことを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>エ この月極割引に係る料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ただし、適用開始の料金月において、第2種ドットフォンサービスの提供が開始されていない場合は、その第2種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月より適用を開始します。</p> <p>カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第2種ドットフォン契約の解除があったとき、この月極割引を廃止します。</p> <p>キ この月極割引の廃止があった場合、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用し、定額料の支払いを要します。ただし、月極割引の適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月と同一料金月内に廃止があった場合には、この月極割引は適用しません。</p> <p>ク 当社は、通則3の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。</p> <p>ケ この月極割引の適用にあたっては、その第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャネル(追加通信チャネルを含みます。)に対してこの月極割引を適用する必要があるため、契約通信チャネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 2-2-3(付加機能利用料)に規定する番号情報送受信機能及び代表機能を利用している第2種ドットフォン契約者は、この月極割引の適用にあたっては、その機能を利用する</p>	定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)
定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)		

すべての第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャネルに対してこの月極割引を適用する必要がある、契約通信チャネル単位で定額料の支払いを要します。

サ この月極割引の適用を受けている第2種ドットフォン契約者は、1の料金月を通じて本欄イに記載する通信を全く行わなかった場合においても、定額料の支払いを要します。

(6) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用

ア 当社は、第2種ドットフォン着割額算定対象通信（加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限ります。）への通信をいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合に、第2種ドットフォン着割適用対象料金（次表の1に規定する料金を合算したもの（(5)（選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）欄に規定する割引の適用があるときは、適用した後の額とします。）をいいます。以下同じとします。）の月額累計額について、その料金月の第2種ドットフォン着割額（第2種ドットフォン着割額算定対象通信（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係る第2種ドットフォン着割額算定対象通信を含みます。）の秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額をいいます。以下この欄において同じとします。）を減額して適用します。この場合において、当社は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額の国際通話及び国内通話の比率（次表の2の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。）で第2種ドットフォン着割額を按分した額をそれぞれ減額して適用します。

ただし、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額が第2種ドットフォン着割額を超えない場合は、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額を第2種ドットフォン着割額として取り扱います。

表1

料金	
①	第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。）
②	第2種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第2種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）の月額累計額

表2

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第1表第1（利用料金）2-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダ	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

フォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの）に係るダイヤルアウト通信をいいます。）

イ アの場合において、その第2種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）の取り扱いについては、アの規定にかかわらず、1（第1種ドットフォン契約に係るもの）（7）（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）の規定するところによります。

ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第2種ドットフォン着割額の取り扱いは、次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(注1) 本欄ア及びウに規定する当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款 共通編 別記3（V o I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

(注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の着割額又は故障等の回復後の7日間における1日平均の着割額のうち高い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2-2 料金額

2-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分				料 金 額
タイプ1	プラン1	プラン2 以外のもの	利用通信チャンネル数が 2のもの	700円 (770円)
			利用通信チャンネル数が 4のもの	1,400円 (1,540円)
	プラン2	利用通信チャンネル数が4のものであり、当社が別に定める提供条件に基づき契約を申込みのもの	980円 (1,078円)	
備考				
<p>タイプ1のプラン2の場合において、当社が定める提供条件は当社のWebサイト(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html)に記載する「4ch・4番号バリューパックについて」のとおりとします。</p>				

2-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

料 金 額	
	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）
備考	
<p>番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。</p>	

2-2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
番号 情報 送 出 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者に係る第2種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、そのIP電話番号又は追加番号（第19条に基づき当社が定めるIP電話番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その第2種ドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能	追加番号1 番号毎に月 額	50円 (55円)
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p>		

	<p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第 19 条の規定に準ずるものとします。</p> <p>(注) 本欄 3 に規定する当社が別に定める番号の数は、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「050 ダイアルインサービス」に掲げるものとします。</p>		
通信チャネル追加機能	追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能	追加通信チャネル数 1 毎に月額	100 円 (110 円)
備考	<p>1 追加通信チャネルとは、第 17 条に基づき第 2 種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネル数以外に通信ができるものをいいます。</p> <p>2 当社は、第 17 条に基づき第 2 種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネルの数が 4 の場合に限り、本機能を提供します。</p> <p>3 この機能において利用することのできる通信チャネルの数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 本欄 3 に規定する当社が別に定める通信チャネルの数は、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「追加 ch サービス」(タイプ 1 に係るものに限ります。)) に掲げるものとします。</p>		
代表機能	2 以上の IP 電話番号について、それらの IP 電話番号を代表する IP 電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とする IP 電話番号 (以下この欄において「子番号」といいます。) のうち、通信中でないいずれか 1 の子番号に着信することができるようにする機能		—
備考	<p>1 当社は、タイプ 1 に係る第 2 種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 番号情報送出機能にはこの機能が含まれるため、番号情報送出機能と同時に利用する必要はありません。</p> <p>3 代表番号とは、この機能を利用するための IP 電話番号をいいます。</p>		
代表番号通知機能	この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約に係る任意の IP 電話番号 (代表機能の提供を受けているものに限ります。) から行う通信について、その IP 電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
転送等	転送機能 この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約に係る番号に着信する通信を、第 2 種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1 の番号毎に月額	300 円 (330 円)

機能	<p>留守 番号 電話 機能</p> <p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第2種ドットフォン契約者又はその第2種ドットフォン契約者が指定したものに對し当社が別に定める方法により通知する機能</p> <p>(注) 当社が別に定める方法は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/option.html「転送・留守番サービス」) に掲げるものとします。</p>		
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号、番号情報送出機能に係る追加番号に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事にやむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(注) 本欄4に規定する当社が別に定める時間は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html)「オプションサービス」の「転送・留守番サービス 留守番機能について」) に掲げるものとします。</p>		
着信拒否機能	<p>発信番号非通知着信拒否機能</p> <p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に對して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p> <p>(注) 当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。</p>	1の番号毎に月額	300円 (330円)

<p>指定番号着信拒否機能</p>	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、登録応答装置（その第2種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）及び公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信（通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした通信を除きます。）を除く着信履歴とします。</p>		
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号及び追加番号（番号情報送出機能に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、本付加機能を提供します。 2 当社は本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 3 当社は、本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。 5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。 6 追加番号で本付加機能を利用する場合は、その追加番号に係る第2種ドットフォン契約のIP電話番号においても本付加機能を利用するものとします。 7 追加番号において本付加機能を利用する場合は、付加機能利用料を1の追加番号につき月額200円（220円）減額して適用します。 		
<p>特定番号通知機能</p>	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号（当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの（そのIP電話番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているIP電話番号を含みます。）に限ります。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能</p>	<p>1の番号ごとに月額</p>	<p>100円 (110円)</p>

	備考	<p>1 当社は、第2種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みに当たっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者とは同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。</p>		
国際電話利用休止機能		<p>その第2種ドットフォンサービスに係るIP電話番号又は追加番号において、国際通信を規制する機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> </tr> </table> <p>備考 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p>		—
	—			

2-2-4 ダイアルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの(ア)及び(イ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.8円)

(イ) 共通編別記17の(4)のイの(ウ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円 (17.6円)

(ウ) 共通編別記17の(4)のイの(エ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円 (11円)
上記ダイアルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円 (11円)

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.8円)

(オ) IP電話設備のうち、共通編別記3に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.8円)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

2-2-5 削除

3 第3種ドットフォン契約に係るもの
3-1 適用

区 分	内 容
(1) 第3種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第3種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	3-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第3種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第3種ドットフォン契約者が、その第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、3-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>

<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第3種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定できなかった場合の取り扱いについては、(6)（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）に定めるとおりとします。</p> <p>(注1) 本欄アに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注2) 本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（V o IP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしてします。</p>
<p>(5) 削除</p>	<p>削除</p>
<p>(6) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用</p>	<p>ア 当社は、第3種ドットフォンサービス（タイプ6に限ります。）に係る減額について次のとおり適用します。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限ります。）が合算ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）の取り扱いについては、1（第1種ドットフォン契約に係るもの）(7)（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）の規定するところによります。</p> <p>表1 削除</p>

表 2

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第1表第1（利用料金）3-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの）に係るダイヤルアウト通信をいいます。）	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

イ 削除

ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第3種ドットフォン着割額（第3種ドットフォン着割額(i)及び第3種ドットフォン着割額(ii)）とします。以下同じとします。）の取り扱いは、次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第3種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の着信秒数に応じた第3種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(注1) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

(注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として以下のとおりとします。

(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の割引額算定対象着信秒数が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た秒数

(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の割引額算定

	対象着信秒数又は故障等の回復後の7日間における1日平均の割引額算定対象着信秒数のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た秒数		
(7) 合算ドットフォン請求における同一料金月の減額適用 (i)	<p>ア 当社は、第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）が合算ドットフォン請求（第2種契約（タイプ6-3のコース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第34条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）であって、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者に限りません。以下、この欄において同じとします。）から本割引の申出があったときは、その第3種ドットフォン契約に係る利用料金（定額料に限ります。）について、第3種ドットフォン契約に係る料金及び第2種契約に係る料金のいずれもが適用される料金月に限り次表のとおり割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="550 772 1197 958"> <tr> <td>割引額 (月額)</td> <td>1の第3種ドットフォン契約の料金額（定額料に限ります。）に次の割引率を乗じて得た額 50%</td> </tr> </table> <p>イ 本割引は、料金月単位で適用します。 ウ 本割引の適用は、その割引の申出を当社が承諾した日以降で初めて第3種ドットフォン契約及び第2種契約の料金のいずれもが適用された料金月から、本割引の廃止日を含む料金月までとします。 エ 当社は、第3種ドットフォン契約の解除若しくは第2種契約の解除又は第3種ドットフォン契約に係る料金その他の債務及び第2種契約に係る料金その他の債務を一括して請求することの廃止の申出があった場合、本割引を廃止します。</p>	割引額 (月額)	1の第3種ドットフォン契約の料金額（定額料に限ります。）に次の割引率を乗じて得た額 50%
割引額 (月額)	1の第3種ドットフォン契約の料金額（定額料に限ります。）に次の割引率を乗じて得た額 50%		
(8) 削除	削除		
(9) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア 当社は、請求書又は口座振替通知書の発行の場合には1の請求書の発行又は1の口座振替通知書の発行ごとに請求書等の発行に関する料金を適用します。 イ アに規定するほか、請求書等の発行に関する料金の適用については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））の定めに準じて取り扱います。</p>		

3-2 料金額

3-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ6	300円 (330円)

3-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

料 金 額	
	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣

	に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)
備考	番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。

3-2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
留守 番号 電話 機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第3種ドットフォン契約者又はその第3種ドットフォン契約者が指定したものに対し当社が通知する機能		—
備考	<p>1 当社は、第3種ドットフォンサービス（タイプ6）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>3 当社は、本付加機能に係る通知先からその通知される通信について、間違いのためその通知が行われないようにして欲しい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その通知を中止することがあります。</p> <p>4 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>6 本付加機能に係る設定方法、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。 (注) 本欄2に規定する当社が別に定める時間は、168時間（7日）とします。</p>		
代表 番号 通知 機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約に係る任意のIP電話番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
国際 電話 発信 機能	その第3種ドットフォンサービスに係る国際通信を行うことを可能とする機能	第3種ドットフォン契約ごとに	—
備考	当社は、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		

3-2-4 ダイアルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの(ア)及び(イ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)
備考 タイプ6に係わるものについては、共通編別記17の㊦のイの(ア)に係わるものについては上記ダイヤルアウト通信料を適用しません。	

(イ) 共通編別記17の(4)のイの(ウ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(17.6円)

(ウ) 共通編別記17の(4)のイの(エ)に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(11円)
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(11円)

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

(オ) IP電話設備のうち、共通編別記3に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

イ 通信のうち本邦と外国(インマルサットシステム又はボーダフォン(マルタ)に係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。)との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

3-2-5 請求書等の発行に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
請求書等発行手数料	1の請求書につき	150円(165円)
	1の口座振替通知書につき	100円(110円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金				
(2) 譲渡承認手数料の適用除外	<p>次の譲渡については、2（料金額）の規定にかかわらず、譲渡承認手数料の支払いを要しません。</p> <p>ア タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡</p> <p>イ タイプ1に係る第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡</p> <p>ウ 削除</p>				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（880円）

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容				
(1) 交換機等工事費の適用	<p>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交換機等工事費</td> <td>I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(2) 割増工事費の適用	<p>当社は、ドットフォン契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事を施工する時間帯</th> <th style="text-align: center;">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(3) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線である場合の第1種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事</p> <p>イ 国際電話利用休止機能又は国際電話発信機能の利用の開始に関する工事</p> <p>ウ 第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限りません。）の提供の開始、通信チャネル数追加機能の利用の開始又は選択制による通信料の月極割引の適用の開始と同時に、その第2種ドットフォン契約に係る I P 電話番号において行う付加機能（通信チャネル数追加機能、転送等機能又は着信拒否機能に限りません。以下この欄において同じとします。）の利用の開始又は選択制による通信料の月極割引の適用の開始に関する工事</p> <p>エ 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りません。）に係る番号情報送出機能の利用の開始に関する工事と同時に、その番号情報送出機能に係る追加番号において行う付加機能の利用の開始に関する工事</p> <p>オ 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りません。）に係る付加機能の利用の開始に関する工事のうち、代表機能又は代表番号通知機能に係るもの</p>				

(4) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
--------------	--

2 工事費の額

2-1 第1種ドットフォンサービスに関するもの

第1種ドットフォンサービスの利用の開始、又は付加機能の利用の開始に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
交換機等工事費	タイプ1の利用の開始に関する工事	1契約ごとに	500円 (550円)
	付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の利用の開始に関する工事	1契約ごとに	1,000円 (1,100円)
備考 第1種ドットフォンサービスに関する工事については、1（適用）の(2)欄の規定を適用しません。			

2-2 第2種ドットフォンサービスに関するもの

2-2-1 タイプ1に係るもの

第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限ります。）の利用開始、通信チャネル数の変更、選択制による通信料の月極割引の適用の開始、若しくはその他利用内容の変更、又は付加機能の利用の開始に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
交換機等工事費	ア イ～オ以外の工事	1契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	イ ウ以外の付加機能の利用の開始に関する工事	1の番号ごとに	500円 (550円)
	ウ 付加機能（通信チャネル数追加機能に限ります。）の利用の開始に関する工事	1契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	エ 選択制による通信料の月極割引の適用の開始に関する工事	1契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	オ 付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の利用の開始に関する工事	1の番号ごとに	1,000円 (1,100円)
備考 第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限ります。）に関する工事については、1（適用）の(2)欄の規定を適用しません。			

2-2-2 削除

2-3 第3種ドットフォンサービスに関するもの

2-3-1 削除

2-3-2 削除

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載に関する料金

区 分		単 位	料 金 額
重複掲載料	第2種ドットフ ォン契約に係る もの	1掲載ごとに（月額）	40円（44円）

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円（440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3 削除